

「国民健康保険 高齢受給者証」8月に更新

70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方に交付している「国民健康保険 高齢受給者証」は、有効期限が7月31日までとなります。8月1日からの新しい高齢受給者証を対象の方に交付します。

○高齢受給者証の自己負担割合・・・2割または一定以上の収入がある方
【*】は3割となります。
・昭和19年4月1日以前が誕生日の方は、国の特例措置により1割か3割負担となります。

・8月1日現在の年齢が70歳から74歳までの方には、7月中に交付します。
・8月2日以降に70歳になる方には、誕生月の中旬に交付します。その翌月から利用できます。

【*】住民税課税標準額が145万円以上で、同じ世帯で国保加入中の70歳以上の方の収入の合計が、1人の場合は383万円以上、2人以上の場合は520万円以上ある方は、3割負担となります。

国民健康保険・後期高齢者医療の限度額適用認定証の申請と更新

入院などにより高額な医療を受けられる方は、限度額適用認定証（以下、「限度額証」）を事前に医療機関等の窓口で提示すること、その月の医療費（保険外診療を除く）の支払いを、世帯の自己

負担限度額までにすることができず、また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象となります。

後期高齢者医療保険料を7月中旬に通知します

○高齢受給者証の有効期間・・・来年の7月31日まで。または、75歳に到達する方は誕生日の前日まで。

平成30年度における後期高齢者医療保険料が決定しましたので、7月中旬に通知します。

4月1日を基準に被保険者の資格がある方（4月1日以降、75歳になつた方や転入などで資格取得者も含む）に対し、普

カット

○70歳未満の国民健康保険被保険者の方
ご希望の方は、役場窓

口（保健福祉センター・住民課・子ども家庭支援センター（古里出張所）にて、申請の手続きをしてください。

方には、申請書を郵送します。

○後期高齢者医療被保険者の方
過去に限度額適用の認定を受けた方で、8月1

日以降も該当となる方（住民税非課税世帯）には、7月下旬に送付します。
*平成30年度（平成29年中）の所得の申告をしていない方や、保険料の滞納がある方は、この限度額証の交付を受けられない場合があります。

カット

◆保険料の計算方法

（次ページに続く）